

令和4年度（2022年度）狩猟期間の主な違反・危険行為等

件数	確認年月日	管内振興局	市町村	発生場所	事故・違反の概要と対応	経過等
1	R4.10.9	空知	夕張市	民有地	狩猟を認めていない市有林においてエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					夕張市が林道に自動撮影カメラを設置。関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
2	R4.10.21	オホーツク	興部町	道有林境界	狩猟解禁日（10/22）の前日に道有林（銃猟立入禁止区域）の境界上にある林道にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
3	R4.10.26	空知	芦別市	国有林	林道脇にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
4	R4.10.31	日高	えりも町	民有地	牧草地脇にエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
5	R4.11.8	オホーツク	置戸町	国有林	国有林内の作業道上でエゾシカ2頭分の残滓と白骨化した頭骨が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
6	R4.11.14	十勝	新得町	北海道立畜産試験場	畜産試験場内にある水道施設（塩ビ管）に銃弾が貫通したと思われる穴が発見された。	行為者不明
					緊急会議を開催し関係機関と情報共有を図り、監視を強化している。	
7	R4.11.22	上川	幌加内町	民有地	牧草地でエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					地元猟友会と情報共有を図り、監視を強化している。	
8	R4.11.24	日高	平取町	国有林	国有林の銃猟立入禁止区域内にある林道脇の道路標識に銃弾と思われる跡が発見された。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
9	R4.12.13	胆振	むかわ町	道有林	道有林の銃猟立入禁止区域内にある林道脇でシカを捕獲したと推定される多量の血痕等が発見された。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
10	R4.12.18	胆振	むかわ町	民有地	山林の林道脇に駐車中の車両に銃弾と思われる跡が発見された。	警察署により捜査中
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
11	R5.1.12	釧路	釧路町	民有地	牧草地でエゾシカを捕獲する目的で標識表示のない直径12cmを超えるくくりわなが設置されていた。	
					行為者に嚴重注意するとともに、適時、改善状況の確認を実施していく。	
12	R5.1.20	胆振	胆振管内	民有地	自宅車庫で猟銃を誤射し、近隣の住宅の窓ガラスや壁に被弾した。	警察署により捜査中
13	R5.1.20	オホーツク	美幌町	国有林	国有林の林道上でエゾシカ1頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	

14	R5.2.13	空知	芦別市	国有林	国有林の銃猟立入禁止区域内にある林道上でエゾシカ 1 頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
15	R5.3.1	胆振	白老町	国有林	国有林の銃猟立入禁止区域内にある河川でエゾシカ 4 頭分の残滓が放置されていた。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	
16	R5.3.21	宗谷	枝幸町	不明	道路上で銃で撃たれたと思われるヒグマの死体が発見された。	行為者不明
					関係機関との狩猟パトロールを強化している。	

※内容は随時、更新されます。

- 国有林・道有林で林内作業が行われる場所は、銃猟立入禁止区域とされており、入口付近に「のぼり」を設置するなどしてお知らせしています。銃猟目的の入林はできません。
- 国有林・道有林内でわな猟を行う場合でも、入林手続きが必要です。勝手に入林することはできません。
- 危険防止のため、農地・牧場周辺での銃猟は自粛してください。
- 上記の事案は次のとおり罰則が適用される場合があります。
 - ・ 狩猟者登録を受けない狩猟（未遂を含め1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。
 - ・ 直径12号以上のくくりわなを使用したエゾシカの捕獲（未遂を含め6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
 - ・ 捕獲等をした鳥獣の放置（30万円以下の罰金）。
 - ・ 所定の標識をつけないわなによる狩猟（30万円以下の罰金）。
 - ・ 捕獲禁止区域（公道）での狩猟行為（発砲）（未遂を含め6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）。
 - ・ 人がいる方向への発砲（未遂を含め1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。
 - ・ 鉛弾を使用して狩猟を行った場合（6月以下の懲役または50万円以下の罰金）。
 - ・ エゾシカを捕獲する目的で鉛弾を所持した場合（3月以下の懲役または30万円以下の罰金）。
 - ・ 特定猟具使用禁止区域での猟銃の使用（未遂を含め1年以下の懲役または100万円以下の罰金）。
- 鳥獣保護管理法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた場合は狩猟免許が取り消されます。